

## 公益財団法人高知県消防協会弔慰、見舞金規程

(趣 旨)

第 1 条 公益財団法人高知県消防協会定款第 4 条第 4 号の規定に基づく消防団員及び消防職員の弔慰金及び各見舞金の給付については、この規程の定めるところによる。

(給付内容)

第 2 条 前条の給付は、次の各号により行う。

- (1) 弔慰金の給付
- (2) 障害見舞金の給付
- (3) 医療見舞金の給付
- (4) 見舞金の給付

(給付の額)

第 3 条 前条の規定により給付する額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 弔慰金  
職務遂行中死亡した者 金 100,000 円以内
- (2) 障害見舞金  
職務遂行中に身体に障害が生じるに至った者 金 50,000 円以内
- (3) 医療見舞金  
公務上傷疾により 10 日以上医療を要した者 金 10,000 円以内
- (4) 見舞金  
ア 公務上出勤して一家を顧みる暇もなく囚りて家財を亡失し、又は家族に死傷者を出した者 金 10,000 円以内  
イ ただし、特別の事情があるときは、前号の規定にかかわらず増額することができる。

(給付金の請求)

第 4 条 市町村長（又は消防長）は、前条の規定に定める事由が発生したときは、別に定める様式により請求するものとする。

2 前項の請求は、特別の事情がない限り給付の事由が発生した日から 1 年以内に請求しないときは、給付を受ける権利を失うものとする。

(支給の順位)

第 5 条 遺族に対する弔慰金又は各見舞金の支給の順位については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 8 条に準ずるものとする。

(補 則)

第 6 条 この規程の実施に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 2 5 年 6 月 2 7 日から施行する。